

平成 18 年 12 月 14 日

社会保険庁改革の推進について

自由民主党
社会保険庁等の改革ワーキンググループ

社会保険庁改革は、これまでも我々自由民主党が責任を持って進めてきた。

しかし、今般明らかとなった不祥事などを踏まえ、国民の目線に立った改革をさらに進めていく必要がある。

言うまでもなく、社会保険庁は年金・医療といった社会保障の重要な執行機関であり、国民の声に従ってその改革を進めていくことが社会保障制度への信頼を確立することにつながるものである。今こそ社会保険庁のさらなる改革を進め、解体し、出直して再構築し、国民の信頼を回復していかなければならない。

こうした観点に立って以下の改革に早急に取り組むこととし、関連する社会保険庁改革法案を次期通常国会に提出し、その成立を図るものとする。

1. 公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、解体する

- ・ 公的年金にかかる財政責任・管理責任は国が担うこととするが、その運営に関する業務(年金の適用・保険料の徴収・記録・管理・相談・裁定・給付)は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせることとする。
- ・ すなわち、特別会計の管理などの公的年金にかかる必要最小限の管理部門は国に置き、ここからの委託を受けて年金の運営業務を新法人が行うこととする。

- ・ また、年金の運營業務の振り分けを行い、民間へのアウトソーシングを積極的に進める。この業務の振り分けは第三者機関が行い、できる限りのアウトソーシングを行うこととする。
- ・ この第三者機関は、民間の有識者をもって構成し、中立性・独立性を確保する。
- ・ 強制徴収を含む徴収率を向上するための方策については、当面新法人を念頭に置くが、民間委託も視野に入れて可能な限りアウトソーシングできるよう十分な検討を行う。
- ・ 特に、悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。
- ・ なお、新たな運営体制が発足した後、その状況の推移を見ながら、新法人のあり方・存続の可否も含め、3年を目途として引き続き抜本的な検討を行う。

2. 組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る

- ・ 国の管理部門の組織・要員は必要最小限とする。
- ・ 年金新法人の職員は大幅な削減を目指し、一層のリストラ、民間へのアウトソーシングを進める。
- ・ 年金新法人の発足に当たっては、その職員は社会保険庁を一旦退職した後、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用する。
- ・ 外部からの採用も積極的に行い、これまでの職場体質を一掃する。
- ・ 年金新法人の服務規律は民間と同等とし、勤務態度が不良な職員については降任・降格・免職等の措置を厳しく行い、職場規律を確立する。